

女性のライフサイクルと年金加入

それぞれの節目で届出が必要になります。

は、本人が保険料を納める

独身時代

妻の時代



退職



サラリーマンと結婚



とも働き



退職
(夫はそのまま)

会社勤め 第2号被保険者	家事手伝い 第1号被保険者	いわゆる「専業主婦」 第3号被保険者	会社勤め 第2号被保険者
老齢基礎年金受給	保険料納付終了	「専業主婦」 第1号被保険者	再び「専業主婦」 第3号被保険者



65歳に



60歳に



夫が退職



サラリーマンの奥さんの年金

厚生年金や共済組合に加入しているご主人に扶養されている奥さん(20歳以上60歳未満)は、第3号被保険者として国民年金に加入し、65歳から自分名義の老齢基礎年金を受けることになります。

サラリーマンの奥さんは、必ず国民年金の加入手続きを！

サラリーマンの奥さん(第3号被保険者)の保険料は、ご主人の加入する厚生年金や共済組合がまとめて負担するので、自分で納める必要はありませんが、第3号被保険者であることを届け出て、認定を受けるという手続きが必要です。この手続きをしないと、第3号被保険者として扱われないことになり、将来、年金を受けられなくなることもあります。

死亡一時金の額

保険料を納めた期間	金額
3年以上20年未満	100,000円
20年以上25年未満	126,500円
25年以上30年未満	160,000円
30年以上35年未満	160,000円
35年以上40年未満	200,000円

夫が亡くなったとき、次の条件を満たす妻に六十歳から六十五歳になるまでの間、支給されます。

- 受給条件
- ・ 婚姻期間(内縁でもよい)が十年以上続いている。
- ・ 夫によって生計を維持されていた。

第一号被保険者として保険料を

死亡一時金

農業や自営業の人などの第一号被保険者の人々には、「死亡一時金」「寡婦年金」「付加年金」という独自の給付があります。

三年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族(配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹)に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは、支給されません。

寡婦年金

付加年金

夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けたことがない。
死亡した月の前月までの第一号被保険者としての加入期間が原則として二十五年以上ある。

□ 年金額
夫が受けられるはずだった老齢基礎年金(第一号被保険者としての加入期間分)の四分の三です。

年金相談の日程

社会保険(厚生年金)相談

□ とき: 毎月2日と18日

午前10時~午後3時

(2日・18日が土曜日、日曜日の場合は翌週の月曜日)

□ ところ: 新津商工会議所

国民年金に関する届出・お問い合わせ

市役所市民課国民年金係へ

電話 24-2111

(内線 116・117)